

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案」に対する意見募集の結果について

令和 8 年 2 月 27 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省 自治行政局

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案」について、令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 2 月 3 日まで御意見の募集を行ったところ、3 件の御意見をいただきました。

命令案に関するいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜整理させていただいております。また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>賛成。マイナンバーの利用を積極的に進め、国民・官庁双方の事務コストを減らしていくべきです。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>
<p>改正案は、行政手続の効率化および利便性向上を目的として、マイナンバーの利用範囲および運用の見直しを行うものであり、その方向性自体には一定の合理性があると考えます。一方で、マイナンバーが用いられる行政判断が高度化・自動化されるにつれ、制度上新たに顕在化する課題についても慎重な検討が必要であると考え、以下意見を提出します。</p> <p>第一に重要となるのは、行政判断において「何が判断されたか」だけでなく、「どのような過程を経て判断が形成されたのか」を後から検証可能な形で担保することです。マイナンバーを基盤とした行政手続は、給付、資格認定、制限、行政サービスの可否判断など、市民の権利義務や生活に直接的な影響を及ぼす場面で利用されます。そのため、判断結果のみが記録され、判断過程が残らない制度設計は、将来的に</p>	<p>御意見として承ります。今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、マイナンバーやそれと紐づく個人情報、それぞれの事務を行う行政機関等において入力・管理を行っています。また、情報管理の責任は個人情報保護委員会のガイドラインに基づき組織体制を整備し、責任の明確化を行うこととなっています。</p> <p>また、自分に関する情報が、行政機関の間での情報連携がされた場合には、それが記録されるとともに、マイナポータル上でご自身でも確認することが可能です。</p>

重大な問題を引き起こす可能性があります。

特に、判断が自動化または半自動化された場合、「なぜその判断に至ったのか」を事後的に説明できない状況は、市民からの説明要求への対応を困難にし、行政への信頼低下につながりかねません。誤判断や例外的事案が発生した際にも、原因の特定や再発防止策の検討が困難となるため、制度全体の持続性という観点からも課題が残ります。

このようなリスクを踏まえると、マイナンバーを用いた行政判断においては、以下のような制度的・技術的要件をあらかじめ設計段階で組み込むことが不可欠であると考えます。

第一に、判断の起点となる入力情報および前提条件の記録です。当該判断に際して、どの情報が利用され、どの情報が参照されなかったのかを、判断単位で固定的に記録する仕組みが必要です。後から内容が書き換えられたり、曖昧にされたりしない形で保存されることが重要です。

第二に、判断過程そのものの記録です。自動処理、半自動処理、人手判断のいずれであっても、どの評価基準や分岐条件に基づいて判断が進められたのかを、後から再現可能な形で残す必要があります。これは高度な説明資料を市民に提示するためではなく、行政内部において判断の妥当性を検証できる最低限の要件として必要なものです。

第三に、判断が確定した時点の明示です。どの時点で判断が確定し、それ以降修正不能となったのかを明確に記録することは、責任の所在を曖昧にしないために重要です。判断確定点不明な制度は、結果として責任の分散や不在を招きやすくなります。

第四に、判断結果と市民への影響範囲の

対応付けです。当該判断が、市民の権利、義務、給付、制限、行政サービス利用可否などにどのような影響を与えたのかを、判断単位で紐付けて管理することが望まれます。これにより、制度運用の実態把握や影響評価が可能となります。

これらの要件は、必ずしも新たな義務や過度な負担を行政に課すものではなく、将来的なトラブル対応コストや説明対応負荷を低減する効果も期待できます。判断過程が構造的に記録されていれば、誤りが発生した場合でも、迅速な原因分析と是正措置が可能となり、結果として行政運営の安定性向上につながると考えます。

また、市民にとっても、自身に関わる行政判断が「どのような考え方に基づいて行われたのか」を確認できる環境が整うことは、制度への納得感や信頼性の向上に寄与します。説明責任が事後対応として場当たり的に行われるのではなく、制度として内包されていることが重要です。

以上の観点から、本改正案の運用にあたっては、マイナンバーを用いた行政判断について、判断結果のみならず判断過程の記録・保存・検証可能性を制度設計段階で明確に位置付けることを、強く検討いただきたいと考えます。これにより、行政の効率性と市民の権利保護を両立させる、持続可能なデジタル行政の基盤が形成されるものと考えます。

命令案を一部支持しますが、マイナンバー利用事務の拡大で必須化が進むのは反対です。

改正でデータ紐付けが過多になると監視リスクが増大し、高齢者・低所得層（未取得率 20%超、総務省 2025 年データ）の格差拡大を招きます。オンライン確認強化は効率的ですが、紙・対面の代替手段を完全に保証してください。必須化したところでイタチごっこで、プライバシー侵害の懸念

御意見として承ります。

なお、今般改正を行う精神保健指定医の指定に関する事務については、「国家資格等情報連携・活用システム」等と連携しオンライン化を行う予定としているところ、自治体の窓口への来訪が不要となる等、申請者の利便性の向上が見込まれます。

一方で、引き続き書面等により本手続を行うことも可能です。

が強いです。すべての国民が安心して行政
手続きを利用できる仕組みにすべきです。